

## ～定期健康診断等における血糖検査の取り扱いについて～

厚生労働省より労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の整合性を図るため、定期健康診断等の血糖の取扱いを以下の通り変更するよう通達がありました。

- ヘモグロビン A1c(NGSP 値)検査を行なった場合についても、血糖検査を実施したものとする。
- また、ヘモグロビン A1c を測定せずに随時血糖による血糖検査を行なう場合は、食直後(3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

これまで血糖検査は、空腹時血糖または随時血糖によることを原則としていましたが、上記の変更に伴い、食直後(食後 3.5 時間未満)の血糖値につきましては健康診断書の血糖欄に載せることが不可能となり、ヘモグロビン A1c で代用させていただくことになります。

血糖値の結果が必要となる健康診断を受けられる方は食後 3.5 時間以上を空けての受診をお願い致します。